



書評 小宮友根著『実践の中のジェンダー : 法システムの社会学的記述』

樫村, 志郎

(Citation)

法社会学, 79:229-234

(Issue Date)

2013

(Resource Type)

journal article

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90006592>



書 評

小宮友根著『実践の中のジェンダー——法システムの社会的記述——』

(新曜社・2011年)

樫 村 志 郎

社会変革を望む人はしばしば法のあり方に不満をいだく。本書は、エスノメソドロジーの方法によりつつ、フェミニズムにおける性的自由の言説とそれに対応する法における諸言説のあり方をとりあげ、野心的でありながら慎重にそれらの関連についてある一定の「見通し」を得ようとする研究である。「あとがき」で述べられるように、著者は、本書において、法的小よび道徳的言説を分析するための社会学的方法論を確立することと、リベラルな法言説がいかにして女性の視点に立つ言説と両立できるかという実践的社会学の問題に答えることという、2つの課題を追求している。

本書は、「まえがき」、第I部「社会秩序の記述」(第1～3章)、第II部「法的実践の中のジェンダー」(第4～7章)、「あとがき」からなる。「まえがき」において、著者は、本書がいわゆる社会的性差とされる「ジェンダー」を対象にする研究であり、その「社会性」ないし規範的関連性を、とりわけ男／女というアイデンティティ・カテゴリーが社会実践の中でいかに使用されているかを記述することを通じて明らかにするという方針をもつことを宣言する。また、第II部において法という領域が対象とされるのは、「そこがフェミニズム理論の主戦場である」という認識に基づく。とりわけ、「一方で法は人びとを自由で平等な個人として取り扱う。他方でフェミニズムは、そこにずっと『女性の抑圧』があることを訴えて来た。それが単なるリベラリズムの不徹底に由来するものでないのだとすれば、どのような意味でそうなのか」(xiページ)を検討することが重要だという。

第I部第1章では、行為を通して不断に構成されるという「パフォーマティヴィティ」としてジェンダーを把握すべきだというジュディス・バトラーの理論の検討を通じて、行為をいかに理解するかという問題が検討される。著者によれば、「フェミニズムがおこなってきたのは、レイプの概念を争うことであり、それによってレイプという行為をいわば記述しなおすことだったと考えられる」(26ページ)(強調原著者)ところだが、そのためには行為を正しく記述するやり方は何かという前提問題の解決

が要請される。著者は、パフォーマティヴという概念の源泉となったJ. L. オースティンの言語行為論とその批判のいくつかを検討したのち、会話における発話連鎖を解明する会話分析の知見と方法を紹介しつつ、慣習的に知られ習熟されている「行為連鎖のフォーマット」(ニュースの告知や招待が例示されている)が発話を理解するための主要な資源となると結論する。要するに、パフォーマティヴな現象としてのジェンダーは、行為連鎖の中ではじめて具体化される。第2章では、N. ルーマン、E. ゴフマンらの社会学理論を素材として、社会的相互行為の場面に焦点をあてて、行為の記述の可能性と条件が検討される。著者は、ルーマンを引用して社会構造(社会システム)と行為は相互構成的関係にあると論じ、ゴフマンによる共在状況の分析がこの洞察と両立的であって、「共在状況は、わたしたちのふるまいの理解可能性をすでに制限しているのであり、したがってここには『構造』があると言うことができる」(87ページ)と主張する。著者は、行為がある規則にしたがっていることが理解可能であるということは、以上のような社会構造的制約があることと同一であると考え、次のように主張する。社会「構造は現実の作動のうえに(作動に論理的に先行するものとして)示される」(75ページ)。最後に、そのような知見にもとづく経験的研究プログラムとして、会話分析における順番交替ルールおよび行為連鎖ルールの分析が紹介される。第3章では、こうした研究プログラムが、いわゆる「マクロな問題」を有意義なしかたでとりあげることができるか等の価値判断をめぐる問題が論じられる。著者は、この研究プログラムは「『データ』の詳細を『観察』することで…研究者が社会成員として習熟している概念の連関(行為を理解可能にしている概念的前提)を明晰なかたちで取り出してくる」(130ページ)と述べて、それがデータの詳細に由来しない価値判断のもちこみを禁欲することを承認する一方で、行為連鎖の連関性を恣意的でないしかたで系統的に解明することができるため、その知見は対象への価値判断を含む実践にも役立つと主張する。

このように、第I部では、主として言語使用行為を念頭におき、行為の理解可能性(意味やその規範的連関性)を解明する上での方法論的問題の検討がなされている。第I部の諸章は、第II部の検討の準備作業であるといえる。

第II部では、法的言説の領域において、ジェンダーに関連するアイデンティティ・カテゴリーが、社会構造の一要素として、いかに実践的に使用されているかの解明が行なわれる。まず「ある実践に法的実践としての理解可能性を与える」(141ページ)ことがいかにしてなされるかが解明の目的であること、そしてその作業は、第I部であきらかにされたように、「『法的実践』…が、規則を解釈したうえでそれにしたがう

ことにではなく、『実際にやること（＝実践）に支えられている．．．』法命題の意味や、ある行為が『法にしたがった』ものであることの理解は、その実践の中で初めて可能になる」（141ページ注1）という観点から、「法実践の中にあられる人びとのアイデンティティや行為への理解が、その法実践としての理解可能性にとって構成的であることを描く」（142ページ）ことを通じて行なわれうることが確認される。第Ⅱ部第4章では、ある準強姦罪をめぐる判決文を素材として、裁判の対象となる事実が、刑法の条文を大前提とする法的三段論法の論理の中で、記述されるありさまがたどられる。著者によれば、三段論法の論理的必然性は、哲学的には疑いうるとしても、法実践の中では、「実践的には疑うことが無意味であるような知識」（185ページ）を基礎として受け入れられ従われている。たとえば、この判決文に記述されている供述における「抗拒不能であった」という行為記述の理解可能性（供述者自身が、また判決を書く裁判官が与える複数の理解可能性）が、法的専門的な条文や判例の知識だけでなく、記憶の確かさ等に関する常識的知識にも本質的に依存している。こうして著者は、法的三段論法の必然性は、法命題の専門的意味の理解だけでなく、それを特定のしかたで行なうという実践にも基づいているという洞察を強調する。第5章では、強姦罪の解釈をめぐる法学上の論争が取り上げられる。著者は、強姦罪の保護法益が「性的自由」であるという解釈がむしろ古い時代の解釈であることを指摘し、強姦罪の解釈における「性的自由」か「貞操保護」という対立が、法益の解釈をめぐる新旧の思想の相異に由来するものであるというよりも、被害者の意思を解釈するという行為記述をめぐる実践における対立に由来すると示唆する。第6章は、前章の示唆を受け、ある裁判の判決文における事実認定の表現を素材にして、強姦罪の被害者の意思が特定の仕方では記述されることから、その法的理解可能性が生み出されていることが具体的に検証される。この裁判では、被害者自身による証言（判決文中に引用されている）では、深夜加害者の車に乗ったことがやむを得ない自然な行為として記述されていたにもかかわらず、判決文事実認定の結論部分では、その同一の行為が被害者の自発性を暗示する仕方では再記述されていることが示される。著者によれば「被害者がどのような人物であったのかの理解と、『被害者の意思』の理解は、実践的に結びついてしまっている。」（241ページ）その人がどのような人であるかということと、その人がどう意思し行動したかの理解は、法実践の中では、切り離して論じられないわけである。ここから一般的にも「ある行為が『自由に』おこなわれたものであるのかどうかという理解は、例えば法的推論の中で、常識的知識や規範を用いて、実践的に産出されている」（242ページ）と示唆される。第7章では、この示唆を受け

て、ポルノグラフィを法的に規制するというキャサリン・マッキノンらによる提案をめぐる論争における（ポルノグラフィという）行為記述のあり方が検討される。著者は、ポルノグラフィがいかなる損害をもたらす行為であるかについての記述もまたその被害者である女性というアイデンティティと切り離して議論できないはずだが、実際には「性別という属性と切り離された個人という存在」（242ページ）を優先する（ロナルド・ドウォーキンを代表とする）法的議論が優越したとして、それを専門的概念によって日常的概念が貶められるという「中傷効果」（I. ハッキング）が見られたという。著者は、結局、ポルノグラフィの再定義は、行為を語る権利や資格をめぐる「革命」の試みであったが、それは成功しなかったのであるという。

以上をまとめると、本書は行為の記述の方法と基準という問題に焦点をあてつつ、フェミニズムと法の言説との葛藤を、法的言説における行為の理解可能性の産出という現象に焦点をあてつつ、多方面にわたって描き出そうとするものであるといえる。さまざまな問題をとりあげる際に、行為記述におけるアイデンティティの使用をめぐる問題が一貫して追求されていることは、本書のすぐれた点である。エスノメソドロジーと会話分析の領域においては、法と行為記述をめぐる問題については、散発的だが多くの研究があり、その多くは本書の文献表にも挙げられている。本書における複数の事例研究は、判決文の言説を対象として、一貫した方法論に基づく分析を展開した点に新味があり、そうした研究運動への重要な寄与となっている。

以下では、いくつかの議論すべき点を指摘してみたい。

第1に、本書において、しばしば会話分析における発話記述の方法や知見を基礎にして行なわれる分析は、やや一面的または曖昧であることがある。たとえば、第6章においては、裁判官による被害者の証言の再記述が被害者証言の真実性を覆すという現象について、裁判官による記述A（例えば「被告人の車に一人で乗った」）が、被害者による記述B（「店へ来たときと同じ形で分乗して変えることになった」）より、被害者の自発性において「強い」記述になっていると分析されている（235-238ページ）。ここで「強い」というのは、もし記述者がそのアイデンティティに従って行為したという事実関係のもとであればその記述を用いなければならない、というルールに従っていることであって、より説得力をもつという意味ではない。そこで、記述Aが真実であるという主張が説得力をもつには、被害者が自発的に行為したという事実関係が先行して受け入れられている必要がある。ここでは想定された同一の事実関係の下での複数の訂正の優劣が問題なのではなく、想定された異なった事実関係を暗示する複数の記述の優劣が問題なのである。ところが、このことは分析においては明示され

ず、裁判官の記述 A が被害者証言の真実性を奪うのは何によってであるのかについて明確な言及がない。しかしそれがないと、裁判官は専門家なのであるから、制度的権威のたぐいを持ち出して説明される可能性が排除できなくなるが、これは著者の目的に反するはずである。

第2に、上の点にもかかわるが、会話において発話の意味がわかることと判決文における表現の意味がわかることの方法論的基礎がどのような関係にあるかが、明瞭でないように感じられる。第1章の著者の検討に従えば、発話も文も同様に、ある行為連鎖のフォーマットの一部をなす限りで、その意味が明らかであるということになりそうである。しかし、会話においては、発話の受け手の反応とそれに引き続く連鎖が、意味を確認し誤解を解くための機構を提供しているのに対して、判決文においては、そのような機構がどこに見いだせるのかは本書においては結局不明のままである。被害者証言も裁判官の再記述も、それぞれが行為連鎖のフォーマットを提供しているのであるから、いずれの記述が優先するかは、記述された行為連鎖のフォーマットを参照するだけでは決まらない。著者は、(判決文という)実践の中でのみ記述の理解が可能であるという(そして、その主張は本書の中では十分に例示されている)が、それだけにとどまらず、その一部をなす独特の記述実践——判決文という同一の記述の中で複数の記述可能性を選択して記述するという実践——がここでは分析のために参照されなければならないことが明白であろう。なお書評者の意見では、さしあたりその分析は、判決文を読むという実践——その中で書き手としての裁判官によるテキスト産出行為が構築される、判決文の読み手(これには、著者、評者、本書評の読者が含まれる)が行なう実践——から、着手されるべきであろうと考える。著者は、裁判官による再記述が被害者のパーソナリティを通じてその証言の信用性を毀損する効果をもつと指摘するが、そうした効果は上記の一連の記述実践の中から生じてくるのであればならぬだろう。いずれにせよ、著者が法的実践が個々の分析に即して何であるかをより明言し、その実践のローカルな諸制約等を特定するならば、これらの分析の方法論的基礎がより十全かつ明快に示されうるであろう。

第3に、法的三段論法や法的事実認定に関する著者の分析は鋭く、示唆的でもある反面、たとえば、法的三段論法や法的事実認定において、法命題の規範的意味と、法適用の対象たる事実の間に、相互精緻化の関係があることは、法的リアリズムのような、法的実践の一部をなす理論において古くから認識されている。裁判の事実認定において、常識的知識が作用していることも、それ自体は新たな法社会学的知見ではない。著者の分析の真価は、これに対して、それらがこれまで考えられていた水準をこ

える綿密な社会学的解明の対象となることを明確にするとともに、真摯に、その分析の方法と例証に取り組んだところにあり、また、それを通じて、社会学およびフェミニズムの一般的諸問題と法社会学的研究の間に、新たな通路を構成しようとしたことにある。そこで、一方では、法社会学に専門的関心のある読者はとくに、著者の目的が法専門的関心によってとらえられてきた法的実践の一部分としての解明にあるのではないことに注意を払う必要があろう。他方では、本書評の冒頭に述べたように、著者が法改革という、法的実践の一部たる実践的関心をもっていることはあきらかだから、本研究の法専門的実践に係わる含意をより追求して明らかにしたならば、法への実践的関心をもつ者にとってより理解しやすい分析となったであろうと思われる。

最後に、ポルノグラフィの行為としての記述可能性をめぐる争いを素描し分析した第7章は、これとは逆に、法専門家にとって本書のもっとも理解しやすい部分であるかもしれない。法が「生きた人間」を理解する言葉をもたず、抽象的な個人に定位する言説であることは、法批判言説によく見られる指摘であるからである。しかし、著者のこの点についての検討は必ずしも詳細を尽くしていないと感じられる。「専門的な法的概念のもとでおこなわれる世界記述によって、私たちの（とりわけ女性の）日常的な経験の重みが上書きされ消されてしまうような、一つの『中傷効果』」（284ページ）がしばしば生じることは明白である。だが、こうした説明は、本章でとりあげられている法哲学的議論の合理性やその実践的含意の解明にはほとんど寄与しないように思われる。多くの法専門家は、専門的言説の硬直性を事実としては十分に認めるにしても、法律的合理性がそのような効果をもたらすというリスクをもつと同時に、おそらくそれを乗り越えるためにも、今日ほとんど唯一利用可能な実践的方法であるという意見をもつであろう。おそらく法の言説分析の主戦場はこのあたりにある。

以上いくつかの論点については、著者の研究の発展に期待したいと思う。本書で扱われる問題は多岐にわたるが、著者は、それぞれの問題に真摯に向き合いオリジナリティのある考察を行なっている。それらが本書の独特の価値をなしており、上に指摘した諸問題の存在は、その価値をいささかも損なうものではない。要するに、本書は法社会学の理論・方法論・実践にわたり、多方面の慎重な、しかしきわめて野心的な試みを展開し、その一部において確実な成功を収めている。本書が、法社会学研究者および実務家にとって繰り返し参照されるべき優れた研究成果を含むものであることには、疑いが無い。

（かしむら・しろう 神戸大学教授）